

# 阿南町地域防災計画の修正（令和6年3月修正）について

阿南町総務課

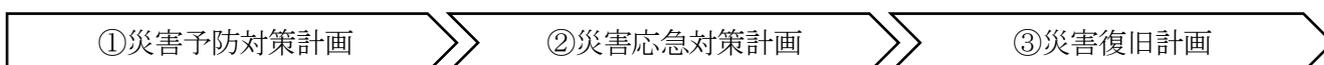
## 1 阿南町地域防災計画について

災害対策基本法及び防災基本計画に基づき、防災に関して町の処理すべき業務等について定めた計画。毎年検討を行い、必要に応じて修正を行う。長野県地域防災計画に抵触するものであってはならない。長野県地域防災計画を基に作成し、災害の種別及びフェーズ毎にまとめている。

### (1) 種別

①風水害対策編	②震災対策編	③原子力災害対策編	④その他災害対策編
---------	--------	-----------	-----------

### (2) フェーズ



## 2 修正の概要

長野県地域防災計画を基に修正。主な修正内容については、下記のとおり。

### (1) 広域防災拠点の整備（風水害対策編 第2章第5節、資料編『防災拠点一覧』）

- ・コミュニティの森（町民会館他）周辺施設の広域防災拠点としての機能強化

### (2) これまでに発生した災害を踏まえた修正

#### ①盛土による災害の防止に向けた対応（風水害対策編 第2章第1節）

- ・危険が確認された盛土に対するきめ速やかな是正指導について

#### ②適切な避難行動の促進や避難情報の適切な発令（風水害対策編 第2章第29節、第3章第12節）

- ・学校における消防団員等が参画した防災教育の推進、避難情報の発令に関する気象防災アドバイザー等による助言について

### (3) 南海トラフ地震臨時情報への対応

#### ①町が管理する施設の対策（震災対策編 第7章第9節）

- ・防災上重要な施設、多数の者が出入りする施設の対策について

#### ②住民・企業等への防災対応の呼びかけ（震災対策編 第7章第4節）

- ・臨時情報発表時の住民・企業等への防災対応の呼びかけについて

### (4) 多様な主体と連携した被災者支援

#### ①災害中間支援組織の育成・強化（風水害対策編 第2章第34節）

- ・長野県災害時支援ネットワークとの協力及びその機能強化、行政・社会福祉協議会・NPO等の三者連携等

#### ②災害ボランティアセンター設置予定場所の明確化（風水害対策編 第2章第34節）

- ・災害ボランティアセンターを運営する者との役割分担、地域防災計画への記載や協定の締結によるセンター設置予定場所の明確化

#### ③災害ケースマネジメントなどの被災者支援の仕組みの整備（風水害対策編 第3章第12節ほか）

- ・被災者に対するきめ細やかな支援の仕組みの整備、被災者支援のための人材育成制度の整備等

### (5) 航空災害対策の追加（航空災害対策編）

- ・航空機の墜落等の大規模な事故発生に備えた計画の作成

(6) 避難路の設定 (資料編『避難路一覧』)

- ・避難者が指定避難所等の避難場所へ安全に移動するための避難路の設定

(7) その他 ～最近の施策の進展等・関連する法令の改正を踏まえた修正～

- ・地震情報に長周期地震動階級を追記
- ・被災者台帳、避難行動要支援者名簿の作成等へのデジタル技術の活用
- ・所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法に基づく措置を活用した防災対策
- ・緊急通行車両標章等交付の制度変更
- ・新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけの変更
- ・避難所における食物アレルギーへの配慮、再生可能エネルギーの活用
- ・各機関が実施する災害対応を時系列で整理した防災行動計画 (マイタイムライン) の作成
- ・障がい者への情報伝達体制の整備、多様な手段による緊急通報の仕組みの整備について